

令和5年度第1回伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和5年8月24日（木）午前9時30分～午前10時35分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 3A会議室

〔出席者〕

（委員） 町川智康委員（会長）、田中晃委員（副会長）、塩原真理子委員、長谷川幸子委員、土方哲也委員

（事務局） 福祉総務課 小形課長、加納主幹、清水主任主事
伊勢原市社会福祉協議会 柏木局長代理、小笠原係長、岡主任、藤井主任

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔議題〕

- （1）令和4年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2）令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について
- （3）社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会伊勢原市市民後見人バンク運営要領の一部を改正する要領について
- （4）その他

（配布資料）

- 資料1 令和4年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター実施報告書
資料2 令和4年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター相談対応実績
資料3 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業計画
資料4 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター講演会チラシ（令和4年度）
資料5 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター講演会チラシ（令和5年度）
資料6 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会伊勢原市市民後見人バンク運営要領の一部を改正する要領について
その他資料 第5期伊勢原市地域福祉計画

※開催に先立ち、委員に委嘱状を配布した。

〔審議の経過〕

- （1）令和4年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2）令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について

（事務局）

－資料1～5について、事務局から説明－

(委員)

申立て支援は件数が多いのですか。

(事務局)

昨年度は特に多かった印象です。多いと言っても10件に満たないくらいですが、伊勢原市では手書きで文書を作成する人が多く、1件当たりに時間がかかります。職員がマンツーマンでついてずっと支援することも難しいので、家庭裁判所へ提出する申立ての書式について説明をし、次回までに記入できるところを記入してきてもらいます。分からないところは次回一緒に作成します。1回の来所で1時間ほど対応し、平均的に3～4回で完成します。

(委員)

親族申立人は、高齢者の場合は子、障がい者の場合は親が多いと思います。どのような内訳でしょうか。

(事務局)

昨年度は、障がい者の申立てを親が行う案件が1件、兄弟による申立てが3件ありました。他は認知症の親の申立てを子が行う案件になり、今年度に入ってから、全て認知症の親の申立てを子が行う案件になります。

(委員)

申立てをして選任されると、今後は家庭裁判所への後見事務報告等が始まります。申立て支援をした案件は、そういった支援にもつながっているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。昨年度申立て支援をした案件のうち、親族が選任された案件が3件ありました。初回報告の書き方が分からないといった親族後見人に対し、窓口や電話で支援をしました。資料2の実績のうち、親族後見人への支援はそのような内容となっています。

(委員)

申立て支援をした親族が選任された場合、継続的に支援を続けていく必要があると思います。特に親が選任された場合、将来的に親自身が後見事務をできなくなってしまう、バトンタッチが必要になります。後見人が亡くなってしまい、本人が残されてしまう例もありました。できるだけ親族を選任していこうという制度改正に伴い、継続的に親族後見人を支えていく仕組みは大切だと思います。親族後見人は後見開始した後のフォローも大切になっていきますので、力を入れていってほしいと思います。

(委員)

ありがとうございました。他にありますか。

(委員)

令和4年度は、成年後見の相談システムを導入したと記載してありますが、どういふことでしょうか。

(事務局)

センターで相談を受けると記録に残しているのですが、これまでは職員がエクセルで作った書式を使っていました。しかしエクセルだと継続支援の人に関して管理が難しくなります。システム導入によって、相談者別に記録が残せるようになったため、相談者の初回からの記録が検索できるようになり、過去に対応した職員でなくてもスムーズな対応が可能となりました。

(委員)

事務のシステムのことだったのですね。

もう一点、実績報告にある意思決定支援についての講演会ですが、アンケートの結果を見ると、非常に感激された人が多かったように見受けられます。この参加者は一般市民でしょうか。福祉関係者でしょうか。

(事務局)

普段の講演会に比べると、この意思決定支援の講演会は民生委員児童委員の参加が多かったように記憶しています。民生委員児童委員へは、定例会でチラシを配付しています。他の参加者は一般市民の他に、研修として市民後見人も出席しています。割合としては少ないですが、地域包括支援センターや障がいの相談支援事業所等の職員も出席していました。

(委員)

神奈川県でも、障がい分野の中で特に意思決定支援について力を入れています。成年後見制度は、今までは財産管理を中心とした代行決定が重視されていましたが、やはり障がい者や高齢者の人権を尊重し、本人の意思を周りの人が上手く引き出し、決定づけられる支援をしていただきたいと思います。関係者以外も参加できる講演会は大変良い機会だと思うので、是非今後も続けていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

事業計画に市民後見人の交流会とありますが、これは初めての試みでしょうか。

(事務局)

市民後見人の交流会は平成30年度に1度実施をしています。その際は神奈川県社会福祉協議会が主催し、伊勢原市社会福祉協議会が会場を提供しました。当時は市民後見人の1期生が参加したのですが、参加者からは有意義だった、また参加したい、といった感想が上がりました。その後コロナ禍に入り開催はありませんでしたが、神奈川県社会福祉協議会へ開催の要望はしていました。これまでは感染症予防の観点から対面式の交流会は難しかったのですが、今年度開催が決まり、会場は平塚市となりました。

(委員)

例えば専門職後見人は団体に所属し、そこに倫理綱領のようなものがあります。それによって後見人の基本的な姿勢や会員の管理等、相互監視のような役割が保たれています。後見人が困った時に相談できる存在でもあり、組織として様々な仕組みがあります。市民後見人に対しても受任後数か月ごとにセンターがフォローしていますが、後見人として選任されると法的には独立した権限を持つこととなります。そうすると自分自身の価値観が全面に出てくるような支援になってしまう場合もあります。そうした場合、市民後見人としての倫理や価値基準に修正していく必要が出てきます。例えば「市民後見人バンクに登録している」「センターの管理下にある後見人である」という価値基準を持っていけば問題はないのですが、そうでない人も中には出てきます。そのため、こういった交流会でグループワーク等を通じて振り返り、自分の人生観のみで支援をすべきではないという基本的な意識を共有することが必要だと思います。

(委員)

講演会のみでなく、グループワークも必要ということですね。

(委員)

支援活動の振り返りやそれに対する助言等を通じて、改めて意識を共有することが大切だと思います。

対して親族後見人は自分の判断で支援を行わざるを得ないため、課題ではあります。

(委員)

後見人全体に向けた意思決定支援についての研修も必要になってきますね。

(委員)

そうですね。報告のあった意思決定支援の講演会などに親族後見人も参加し、支援は本人中心であることを意識していただきたいと思います。家族であっても本人の意向を尊重し、支援していくことが権利擁護なのだという考え方を持っていただきたいです。

(委員)

その他になければ私からよろしいでしょうか。

中核機関として今後どのような方向に進んでいくか、ここで話し合うべきかと思います。中核機関というのは親族後見人をどれだけ支援できるかということが大きな柱だと思います。親族後見人を支援していくということは、第三者後見人がこれまでやっていた仕事を親族後見人にやっていただけるようにするということがですが、親族の方が本人のことをよく知っており、意思決定支援にもつながっていきます。申立て支援の件数が多かったということですが、センターは申立てだけで終わらずに、選任された後見人を更に支援していくことを早めにアナウンスし、場合によっては選任された人にこちらからアプローチしてもいいと思います。家庭裁判所への報告の時期になったらセンターから案内をしていくことも考えていいのではないかと思います。申立て支援が多かったということですから、是非この方々に対してのフォローをしていただき、ここから市としての親族後見人支援への経験値を

高めていき、センターとして、申立て支援から後見人支援への流れを作っていくって
はいかがかと思います。

(事務局)

現時点でセンターが取り組んでいることとしては、親族の申立て支援をする際に、
その段階で候補者について確認をします。中には初めから専門職後見人を希望する
人もいますが、親族が後見人になるつもりでいる人については、後見人の仕事につ
いて説明をします。親族が候補者となる場合、既に家族がお金の管理をしているよ
うなパターンが多いですが、今親族として支援していることに加えて後見人として
の責任が伴うことや、家庭裁判所への報告が必要なこと、日頃から各種記録をつけ
なければならぬことを話します。その上で後見人になる意向がある人については、
選任された際には、家庭裁判所への報告等について支援をする旨の案内はしていま
す。まずは申立て支援をしている人のフォローアップに限定し、今までの経緯をセ
ンターで把握していない親族後見人の支援については、今後検討していきたいと考
えています。他市町村の社会福祉協議会では、親族後見人を登録制で支援している
ところもあるそうです。秋頃に神奈川県社会福祉協議会主催の連絡会があるので、
参考にさせていただきながら、我々の人員体制でできることを検討していきたいと
思います。

(委員)

中核機関として進んでいくべき方向の一つだと思いますので、力を入れていただ
ければと思います。

(3) 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会伊勢原市市民後見人バンク運営要領の
一部を改正する要領について

(事務局)

－資料6について、事務局から説明－

(委員)

主に字句修正で内容は変わらないのですよね。

(事務局)

そのとおりです。他にも細かい矛盾を解消しています。

(委員)

9号様式は8号様式の誓約書に添付して提出するのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。登録・受任調整会議で承認を受けた市民後見人に提出していただ
きます。

(委員)

下部の「世帯の経済状況」と同様の欄が家庭裁判所へ提出する候補者事情説明書
にもありますが、ここまで書くのか議論になることがあります。これは今回新たに

加えたのですか。

(事務局)

これまでは世帯員の状況を記入していましたが、今回は本人のみに変更しました。家庭裁判所へ提出する候補者事情説明書とできるだけ近いものにしていきます。この様式自体を家庭裁判所へ提出するわけではありませんが、市民後見人の候補者を推薦する立場として、センターでこのような確認をしています。「世帯の経済状況」とありますが、「候補者の経済状況」に訂正をします。

(委員)

家庭裁判所へ提出する様式については、負債等について書くことに抵抗があり、提出をためらう人も中にはいます。そのような議論があることを承知した上で、家庭裁判所の様式が変わった際に、それに応じて変更していったらいいかと思えます。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

それでは、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会伊勢原市市民後見人バンク運営要領の一部を改正する要領について、承認としてよろしいでしょうか。

－全員承認－

(3) その他

(事務局)

－その他資料「第5期伊勢原市地域福祉計画」について、市から報告とお礼－